

令和8年度青森県公衆浴場施設整備費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、公衆浴場の衛生施設の充実及び経営の健全化を図るため、公衆浴場（公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の許可を受け、かつ、物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条、物価統制令施行令（昭和27年政令第319号）第11条、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令38号）第2条の規定に基づき、知事が定めた公衆浴場入浴料金の価格により公衆を入浴させているものをいう。以下同じ。）を経営する者（以下「経営者」という。）が行う公衆浴場施設及び福祉設備整備事業並びに効果促進事業に要する経費について、令和8年度予算の範囲内において、経営者に対し、令和8年度青森県公衆浴場施設整備費等補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象経費及び補助金の額)

第2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、次のとおりとする。

(1) 公衆浴場施設整備事業

補助対象経費は、公衆浴場のかまの改善に要する経費とし、補助金の額は、補助対象経費の実支出額（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）の3分の1に相当する額又は65万円のいずれか低い額以内の額とする。

(2) 福祉設備整備事業

補助対象経費は、手すり等の設置に要する経費とし、補助金の額は、補助対象経費の実支出額の3分の1に相当する額又は20万円のいずれか低い額以内の額とする。

ただし、手すり等とは、高齢者及び障害者等が安心して公衆浴場を利用するための手すり、玄関のスロープ、すべり止め等の福祉設備であり、公衆浴場の施設内に設置するものに限るものとする。

(申請書等)

第3 規則第3条第1項の申請書は、第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 事業費見積書
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の申請書の提出期限は、事業実施予定日の15日前とする。

(補助金の交付の条件)

第4 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 福祉施設整備事業については、受動喫煙防止対策を現に実施している、又は受動喫煙防止対策を手すり等の設置と併せて実施する予定としていること。ただし、知事が特に認める場合はこの限りでないこと。
- (2) 第3第2項の規定により提出した事業計画の内容を変更、中止、又は廃止する場合は、事業変更(中止・廃止)承認申請書(第3号様式)を知事に提出してその承認を受けること。
- (3) 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図ること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について財産管理台帳(第4号様式)その他関係書類を第10に掲げる期間整備保管すること。
- (6) 規則第19条本文の規定により知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合において、知事の定めるところにより、その収入の全部又は一部を県に納付すること。
- (7) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを補助金の交付に係る年度の翌年度から5年間保管しておくこと。

(申請の取下げの期日)

第5 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

(補助金の交付方法)

第6 補助金は、補助事業の完了後交付する。

(実績報告)

第7 規則第12条の規定による報告は、補助事業の完了の日(補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日)から起算して30日を経過した日までに事業実績報告書(第5号様式)に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 事業完了届(第6号様式)
- (2) 事業費に係る領収書の写し
- (3) その他参考となる書類

(補助金の請求方法)

第8 補助金の請求は、補助金請求書（第7号様式）を知事に提出して行うものとする。

(処分の制限を受ける財産)

第9 規則第19条第4号の規定により処分の制限を受ける財産は、かま及び手すり等とする。

(処分の制限を受ける期間)

第10 規則第19条ただし書の規定により財産の処分の制限を受ける期間は、補助金の交付に係る年度の翌年度から3年間とする。

附 則

この要綱は、令和8年5月7日から施行する。